資料３

文化庁

# クリエイター等の創造環境改善に資する
# 日本映画適正化機構等に関する取組

令和７年４月１６日

文　　化　　庁

# クリエイター等の創造環境改善に資する日本映画適正化機構等に関する取組

## 1．クリエイター・アーティスト等の尊厳ある創造環境の整備に向けた取組

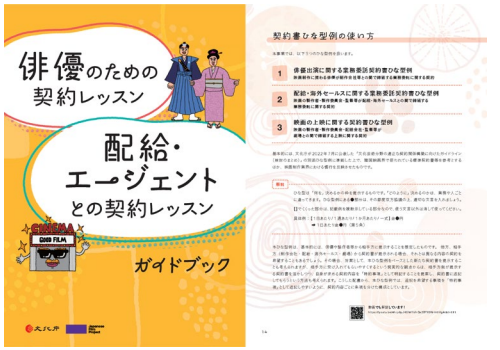


- 芸術家等やその発注者が、適正な契約関係を構築するために必要な知識を身に付けられるよう、分野別研修用教材を開発。**映画スタッフ向け及び俳優・監督等向け教材**の**契約書ひな型例は映適ガイドラインも参考**に作成。
- 文化庁「芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための文化芸術団体の機能等に関する検討会議」（令和6年8月報告とりまとめ）に**映適からも委員として参画**。

## 2．「日本映画製作支援事業」における取組（令和６年度～）

- 文化庁「日本映画製作支援事業」において、**映適認定制度（映適マーク）の審査料を新たに助成対象経費に追加。**
- **映画ガイドラインを「遵守」するとした申請には、採否の審査上で加点**を実施するとともに、映適への「申請意向」を把握。

【参考】 遵守意向　令和6年度1回　46件中45件　第2回　60件中57件　令和7年度第1回　31件中31件　**ほぼすべてが遵守**

申請意向　令和6年度1回　46件中29件　第2回　60件中49件　令和7年度第1回　31件中25件　**約8割が申請意向**

- 今後、**「遵守」を要件化**する等により取組を推進

# クリエイター等の創造環境改善に資する日本映画適正化機構等に関する取組

## ３．「クリエイター支援基金」における取組

令和６年度補正予算「クリエイター等支援事業（育成プログラム構築・実践）」（４月８日公募開始）では、**以下の取組を行うことを支援**している。

- **業界が求めるスキルの明確化を踏まえた育成プログラム構築・実践を推進**

  各分野の業界ニーズ等を踏まえた**習得すべきスキルの明確化**によるカリキュラムづくりや評価が、**業界・社会的評価の向上、待遇改善の実現につながる**ような、統括団体等（委託型）によるプログラムの構築

- **創造環境改善のプログラムへの組み込み**

  - ①「産学官連携による教育機関の機能強化支援」では、**授業やオリエンテーション等において**クリエイター等の尊厳ある創造環境の整備に向けた取組を学ぶ**科目の開設やワークショップ・セミナー等の実施**
  - ②「コンテンツ創造・海外展開のための実践的な社会人育成支援」では、クリエイター等が安心・安全な環境で創造活動に取り組むことが可能となるよう、**適正な契約関係構築、労働環境改善に向けたワークショップ・セミナー等、HP等を通じた普及等の実施。**
  - 映像の企画開発・制作等をプログラムの中で行う場合、映適を申請する場合は加点を検討。

※　各種ガイドライン等の遵守

**企画段階の映像製作等を行う場合**は、①「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」、②「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン（映適ガイドライン）」、③「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」等に則って**適正な創造環境で実施**